

☆お役立ち情報☆ NO.19 2017.3

年金保険料の納付猶予制度が 50 歳までに拡大

国民年金には保険料の免除制度の他に、納付猶予制度があります。保険料免除の判定では同居している親など世帯主の所得も判断材料となりますが、納付猶予は「本人と配偶者」の所得で判断されます。たとえ同居する親に一定以上の所得があったとしても、本人と配偶者が所得基準を満たせば、この制度を利用できます。

＜納付猶予の条件＞

対 象：20 歳以上 50 歳未満の第 1 号被保険者

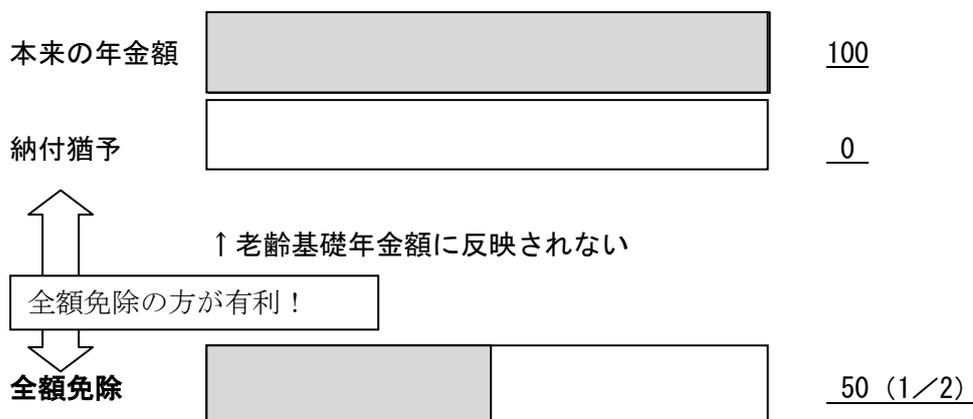
所得基準：本人と配偶者の前年所得（1 月～6 月申請時は前々年所得）がともに、次の式で計算した金額を下回っていること

$$(\text{扶養親族等の数}+1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円} \quad \text{※全額免除の所得基準と同じ}$$

2016 年 6 月までは 30 歳未満が対象でしたが、2016 年 7 月から 50 歳未満に対象が拡大されました。手続きは住民票のある市区町村で行います。納付猶予を受けている期間は老齢基礎年金額には反映されませんが、保険料未払期間とはみなされないため遺族基礎年金や障害基礎年金については要件を満たせば支給されます。

ただし、親など所得の高い人が同一世帯になくなった場合には、納付猶予の所得基準は「保険料の全額免除」と同じ基準ですので、納付猶予ではなく保険料免除制度を利用した方が、将来の老齢基礎年金額が増やせるという点で有利です。

納付猶予制度を利用したときの老齢基礎年金額（本来の年金額 100 の場合のイメージ）



↑ 国庫負担分（全体の 1/2）の年金はもらえる

※遺族基礎年金と障害基礎年金の年金額は、免除も納付猶予も同水準